

# コンプライアンス

## 社会から信頼される企業を目指して

当社は、防衛施設庁および名古屋市が発注した過年度における工事に関して、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受け、建設業法に基づく行政処分を受ける事態に至ったことにつきまして、ステークホルダーの皆様にご多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、衷心よりお詫び申し上げます。

通常、コンプライアンスは「法令順守」と訳されています。TOAグループは、法規制の順守はコンプライアンスの最低限のものであると考え、社内ルールや業務マニュアルなどの社内規範、そして企業倫理も含む、より広い規範の順守がコンプライアンスであるととらえて行動しています。

法令順守活動においては、当社は過去に独占禁止法違反事案を起こしたことの反省に立ち、その防止活動を行ないます。

### ■法令順守活動の取組み

- 1998年10月には、「独占禁止法コンプライアンス委員会」を設置し、
  - ①独占禁止法上の解釈等の取扱いについての社内相談の受付
  - ②親睦団体、事業所団体の活動内容、会則、会員構成、会費の額等についての審査
  - ③営業担当社員の日常の営業活動のなかで、独占禁止法に抵触する行動のないことの確認などを行ないました。
- その後、2003年には「独占禁止法コンプライアンス委員会」の組織および活動の強化策として、次のことを実施しました。
  - ①委員会を「コンプライアンス委員会」に名称変更し、委員長を管理部門担当取締役とし、組織の強化を図るとともに、対象を独占禁止法以外に建設業法・刑法・公職選挙法等に拡大
  - ②法令順守状況の確認および法令順守を周知・徹底するため、コンプライアンス委員会委員による全支店、主要営業所の監査を実施し、あわせて役職員に対する独占禁止法・建設業法・公職選挙法等の研修を開始
- 2005年には、コンプライアンス体制のさらなる強化策として、次のことを実施しました。
  - ①会社の適法な事業運営と健全な発展を促進するため、コンプライアンス規則を制定し、コンプライアンス委員会を社長直轄の組織とする
- 2006年には、コンプライアンス体制の強化と社員

への周知・徹底のため、次のことを実施しました。

- ①支店および事業部にコンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制を構築
  - ②10項目の「企業行動規範」を制定して、全社員に周知
- 2007年には、コンプライアンス体制の強化として、
    - ①社長を委員長、3本部長等を委員とした委員会組織の強化
    - ②社長が本社幹部・支店長・事業部長に指導・教育、さらに全支店を訪問して支店幹部・営業担当者に指導・教育を実施
    - ③弁護士を講師に本社、支店、事業部および関連会社の幹部・営業担当に対して、独占禁止法研修会を本社内実施
    - ④コンプライアンス委員会による研修会、監査の継続的開催、法令順守の実効性の確保などを実施しました。
  - 2008年には、コンプライアンス委員会を整備拡充して、社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、その下に「コンプライアンス・内部統制部会」、「リスクマネジメント部会」を設けました。
    - ①「犯罪および重大事件ゼロ」を目標とした研修と監査
    - ②3本部長からの支店長およびグループ会社社長へのヒアリングと確認
    - ③予防の徹底を目指した社員教育、e-Learningによる理解度チェックの実施

### ■企業行動規範の制定と周知

経営理念である社は「高い技術をもって、社業の発展を図り、健全な経営により社会的責任を果たす。」を実行するために、10項目の「企業行動規範」を定め、TOAグループ全体に周知・徹底しています。

### ■社内通報制度等

- 法令違反や不正行為、あるいは社内規範にもとる行為などを知った、あるいは強要された社内関係者から直接通報を受け付ける「公益通報者保護制度」を設けました。
- この制度による通報者は公益通報者保護法により、通報したことによる不利益は課せられません。
- また、セクシャルハラスメントについても、人事部および各支店（事業部）に相談室を設置し、防止活動を行なっています。

TOAグループは、上記のとおり体制を整えると同時に、内部統制システムの一層の強化を図り、法令順守の徹底を役員・従業員全員に再度周知しました。